

第六期武蔵野市コミュニティ市民委員会運営に関する基準

1 市民委員会の公開

第六期コミュニティ市民委員会（以下「市民委員会」という。）は原則公開とする。ただし、非公開とする場合は、委員長は市民委員会の同意を得て行うものとする。

2 市民委員会の傍聴

(1) 傍聴の受付は先着順とし、定員は会場の広さ等により市民委員会に支障のない範囲内とする。

(2) 市民委員会を傍聴しようとする者は、市民委員会当日、所定の場所で傍聴受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(3) 傍聴人は、傍聴席以外に入ることはいできない。

3 傍聴席に入ることができない者

(1) 刃物、火薬その他の危険物を持っている者

(2) 酒気を帯びている者

(3) ラジオ、拡声器、マイク、旗、プラカードその他の市民委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(4) 前各号のほか、市民委員会において運営上支障があると認められる者

4 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴中次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為

(2) 市民委員会における言論に対して、発言、拍手その他の方法により公然と可否を表明する行為

(3) 会場内での飲食又は喫煙

(4) 前各号のほか、市民委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為

(5) 会場内においてカメラ、ビデオカメラ等により撮影し、又は録音等を行う行為。ただし、市民委員会において認められた者を除く。

5 傍聴人の意見書の提出

(1) 傍聴人で意見のある者は、文書（別紙・市民委員会に対する意見書）により、市民委員会終了時又は郵送等により提出することができる。

(2) 傍聴人から提出された意見書は次回の市民委員会までに各委員に配布するとともに中間答申に対する市民意見と同様の取扱いを行う。

6 係員の指示

傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

7 違反行為に対する措置

傍聴人がこの基準に違反した場合は、委員長又は委員長の指示を受けた者はこれを制止し、その指示に従わないときは退場させることができる。

8 市民委員会資料の公開

(1) 市民委員会の会議録は要旨とし、その内容を公開する。

(2) 市民委員会に配付された資料は、傍聴者にも配布する。ただし、部数に限りのあるもの及び多量のものについては閲覧とし市民委員会終了後に回収する。

9 その他

本基準に定めのない事項については、委員長の発議により市民委員会で決定する。